

京 都 大 学 広 報 委 員 会 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 広報担当の理事(以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 研究科の教授又は准教授 若干名</p> <p>(3) 研究所の教授又は准教授 若干名</p> <p>(4) センターの教授又は准教授 若干名</p> <p>(5) <u>企画・情報部長</u></p> <p>(6) <u>企画・情報部広報課長</u></p> <p>(7) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 前項第2号から第4号まで及び第7号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第2号から第4号まで及び第7号の委員の任期は、<u>2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>第6条 委員会に関する庶務は、<u>企画・情報部広報課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) <u>総務部長</u></p> <p>(6) <u>総務部広報課長</u></p> <p>(7) }</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 第1項第2号から第4号まで及び第7号の委員の任期は、<u>2年の範囲内で総長が定める。</u></p> <p>4 <u>第1項第2号から第4号まで及び第7号の委員は、再任されることがある。</u></p> <p>第6条 委員会に関する庶務は、<u>総務部広報課</u>において処理する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成29年4月1日から施行する。</p>